

令和 7 年度

支給認定申請・幼稚園等入園のてびき
(1号認定)



【お問い合わせ先】
江北町役場 こども教育課
子育て支援係 Tel 86-5623

1 支給認定について

教育・保育施設の利用を希望する場合、町から支給認定を受ける必要があります。支給認定には3種類あり、支給認定区分によって利用できる施設が異なります。

支給認定区分		保育の必要性	保護者の状況	利用できる施設
満3歳以上	1号認定	なし	幼稚園等での教育を希望される場合	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
	2号認定	あり	保育を必要とする事由に該当し、保育園等での保育を希望される場合	・保育園 ・認定こども園（保育部分） ・小規模保育所（3号認定のみ）
満3歳未満	3号認定			

（1）保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	保育必要量	支給認定の有効期間
① 就労（家庭外・家庭内労働）	月48時間 ～120時間未満 →短時間 月120時間以上 →標準時間	就労している期間
② 同居又は長期入院している親族の看護・介護	申請内容により 短時間／標準時間	看護・介護が必要なくなるまでの期間
③ 就学（職業訓練校や専門学校等）	申請内容により 短時間／標準時間	最終通学日の月末までの期間
④ 妊娠・出産	標準時間	出産予定日の前1ヶ月から後2ヶ月の期間
⑤ 保護者の疾病・障害	申請内容により 短時間／標準時間	療養が必要なくなるまでの期間
⑥ 災害復旧にあたっている場合	標準時間	災害復旧が終了するまでの期間
⑦ 求職活動中	短時間	入所日から3ヶ月
⑧ 虐待やDVのおそれがある	標準時間	危険性がなくなるまでの期間
⑨ 育児休業取得中で、すでに保育所を利用している子がいて継続して利用が必要と認められる場合	短時間	出生児童の年齢が1歳になる年の年度末までの期間
⑩ その他上記に類するものとして認める場合	申請内容により 短時間／標準時間	町長が必要と認める期間

（2）ならし保育について

入園してからしばらくは、施設での生活に慣れるために「ならし保育」が実施される場合があります。ならし保育とは、お子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を半日程度から徐々に延ばしていくことです。お子さんがスムーズに集団生活になじめるために必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ならし保育の期間や内容は各施設によって異なりますので、詳細は各施設へお尋ねください。

2 支給認定申請・入園申込みについて

(1) 施設の見学

支給認定申請を行う前に、必ずお子さんと一緒に施設の見学を行ってください。

(2) 支給認定申請書を提出する

○当初申請受付期間

令和6年10月28日(月)～令和6年11月8日(金) ※土・日・祝日を除きます。

○提出場所

江北町役場 こども教育課

○提出書類

①支給認定申請書 ※児童ごと

②児童の保育・健康状況調査書 ※児童ごと

③支給認定に関する同意書兼誓約書 ※児童ごと(コピー可)

※支給認定申請書等の様式は、町ホームページからダウンロードが可能です。

(3) その他留意事項

- ・支給認定申請は、毎年度必要です。
- ・次年度4月の利用に向けた認定事務が集中し審査に時間を要することから、審査結果については3月上旬までにお知らせします。

3 利用者負担額（保育料）について

（１）保育料の無償化について

教育認定の満３歳以上児、保育認定の３歳以上児及び０歳児から２歳児の市町村民税非課税世帯は無償化の対象となります。

（２）保育料の算定方法について

◇令和７年４月～令和７年８月までの保育料

令和６年度の保護者（父母等）の市町村民税所得割額により決定します。

◇令和７年９月～令和８年３月までの保育料

令和７年度の保護者（父母等）の市町村民税所得割額により決定します。

※市町村民税所得割額は、住宅借入金等の税額控除前の額を用います。

※年度途中で３歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。

（３）保育料の軽減について

同一世帯で２人以上の就学前児童が同時に保育園等を利用している場合、第２子は半額、第３子以降は０円となります。

なお、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合でもカウントの方法は同じです。

☆多子計算の年齢制限の撤廃による軽減

市町村民税所得割額が５７，７００円未満の世帯は、生計を一にする最年長の子を第１子とし、第２子は半額、第３子以降は０円となります。

☆ひとり親世帯等に係る軽減

市町村民税所得割額が７７，１０１円未満のひとり親世帯等（ひとり親世帯、障がい者（児）のいる世帯）については、生計を一にする最年長の子を第１子とし、第２子は半額、第３子以降は０円となります。

※障がい者（児）とは…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書を持つ方

（４）その他

- ・主食費、副食費などは施設で徴収されます。支払方法などについては施設へご確認ください。
- ・保育料等が滞納となっている場合は、児童手当からの徴収や給料等の差し押さえを行うことがあります。また、教育・保育施設等への入園をお断りする場合があります。

江北町階層別利用者負担額基準表（１号認定）

階層区分	市町村民税所得割額	利用者負担額		
		３歳以上児	主食費	副食費
第１階層	生活保護受給世帯	０円	実費徴収	免除
第２階層	市町村民税非課税世帯 （所得割額非課税世帯含む）	０円		
第３階層	77,100円以下	０円		
	77,100円以下 （ひとり親世帯等）	０円		
第４階層	77,101円以上 211,200円以下	０円		実費徴収 （第３子以降 は免除）
第５階層	211,201円以上	０円		

<留意事項>

- （１）算定の基礎となる市町村民税所得割額について
利用者負担額算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。
- （２）階層区分の年度切替について
階層区分は、４月から８月までは前年度の市町村民税所得割額、９月から翌３月までは当年度の市町村民税所得割額により決定します。
- （３）副食費の免除について
第１階層から第３階層は、全員免除となります。
第４階層及び第５階層は、小学３年生以下の範囲で最年長の子を第１子とし、第３子以降は免除となります。

江北町階層別利用者負担額基準表（２号認定・３号認定）

階層区分	市町村民税所得割額	利用者負担額					
		３歳未満児		３歳以上児			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	主食費	副食費
第１階層	生活保護受給世帯	０円	０円	０円	０円	実費徴収	免除
第２階層	市町村民税非課税世帯	０円	０円	０円	０円		
第３階層	４８,６００円未満	１８,７００円	１８,５００円	０円	０円		
	４８,６００円未満 （ひとり親世帯等）	８,６００円	８,６００円	０円	０円		
第４－１階層	４８,６００円以上 ５７,７００円未満	２８,８００円	２８,４００円	０円	０円		
	４８,６００円以上 ７７,１０１円未満 （ひとり親世帯等）	８,６００円	８,６００円	０円	０円		
第４－２階層	５７,７００円以上 ９７,０００円未満	２８,８００円	２８,４００円	０円	０円		実費徴収 （第３子以降は免除）
	７７,１０１円以上 ９７,０００円未満 （ひとり親世帯等）	２８,８００円	２８,４００円	０円	０円		
第５－１階層	９７,０００円以上 １３３,０００円未満	４１,３００円	４０,８００円	０円	０円		
第５－２階層	１３３,０００円以上 １６９,０００円未満	４２,７００円	４２,１００円	０円	０円		
第６－１階層	１６９,０００円以上 ２３５,０００円未満	５６,７００円	５５,８００円	０円	０円		
第６－２階層	２３５,０００円以上 ３０１,０００円未満	５８,５００円	５７,６００円	０円	０円		
第７－１階層	３０１,０００円以上 ３４９,０００円未満	７４,４００円	７３,２００円	０円	０円		
第７－２階層	３４９,０００円以上 ３９７,０００円未満	７６,８００円	７５,６００円	０円	０円		
第８階層	３９７,０００円以上	９９,８００円	９８,３００円	０円	０円		

<留意事項>

（１）多子世帯の軽減制度について

- ・第１階層から第４－１階層は、生計を一にする最年長の子を第１子とし、第２子は半額、第３子以降は０円となります。
- ・第４－２階層から第８階層は、小学校就学前かつ施設等を同時に利用する最年長の子を第１子とし、第２子は半額、第３子以降は０円となります。また、３歳以上児の副食費については、第３子以降は免除となります。

（２）算定の基礎となる市町村民税所得割額について

利用者負担額算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

（３）階層区分の年度切替について

階層区分は、４月から８月までは前年度の市町村民税所得割額、９月から翌３月までは当年度の市町村民税所得割額により決定します。

4 町内の教育・保育施設について

○幼稚園

施 設 名		所 在 地	定 員	電 話 番 号
公 立	江北幼稚園	山口1153番地	130名	0952- 86-4350

○保育園

施 設 名		所 在 地	定 員	電 話 番 号
公 立	江北保育園	山口1184番地1	100名	0952- 86-4350

○認定こども園

施 設 名		所 在 地	定 員	電 話 番 号
私 立	永林寺保育園	上小田2378番地	教育部分 15名 保育部分 100名	0952- 86-5271
	江北ひかりこども園	佐留志2024番地1	教育部分 15名 保育部分 117名	0952- 65-1070
	ひとのねこども園	山口1866番地1	教育部分 15名 保育部分 45名	0952- 37-1238

○小規模保育所

施 設 名		所 在 地	定 員	電 話 番 号
私 立	小規模保育所なのはな	山口2018番地1	19名	0952- 86-4317
	ニチイキッズこうほく保育園	佐留志2001番地	19名	0952- 86-2367